

社会福祉法人新庄保育園報酬規定

第1条 この規定は、社会福祉法人新庄保育園定款第8条の規定における評議員に対する報酬について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規定は、社会福祉法人新庄保育園評議員選任・解任委員会運営細則第7条の規定における評議員選任・解任委員に対する報酬について、必要な事項を定めるものとする。

第3条 報酬は別表に掲げるところによる。

付 則

この規定は 平成29年6月3日から施行する。

別表（報酬額）

| 職 名 | 区 分 | 報 酬 額 |
|----------------|---------------------|------------|
| 評 議 員 | 評議員会出席日額 | 5, 0 0 0 円 |
| 評議員選定・ 解任委員 | 評議員選定・解任 委員会出席日額 | 5, 0 0 0 円 |